

平成 31 年 度 事 業 計 画 書

(平成 31 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

公益社団法人とやま被害者支援センター

項 目	細 目	内 容	期 間 等
相談事業	電話相談	ア 事件、事故の犯罪被害者等の精神的なケアや情報提供のため、犯罪被害相談員等が専用電話で相談に応じる。また、必要に応じて関係機関・団体を紹介する。 イ 当支援センターの受付時間を除く電話相談には、「全国共通ナビダイヤル」が対応する。	毎週月～金曜日 10:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く。) 7:30～22:00 までの間、犯罪被害者等電話サポートセンターが対応
	面接相談	犯罪被害者等にとって、より適切な支援を行うため面接による相談を行い、最適かつ専門的援助・解決方策等について共に考えるなどのサポートを行う。	予約制(祝祭日・年末年始を除く。)
	専門相談	専門的な対応が必要なケースについては、富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会所属弁護士による無料法律相談、臨床心理士等による心理相談を行い、問題解決に向けて支援を行う。	弁護士による法律相談予約制(原則：毎月最終水曜日 10:00～12:00) 別途「実施計画書」を策定
直接的支援事業	危機介入と支援ニーズ把握	重大事件・事故については、発生直後から警察の情報提供を受け、被害者等の支援ニーズの把握と全国ネットワーク加盟傘下の各センター、県・市町村との連携など危機介入に努める。	発生等の都度
	心療・生活支援の積極的実施	ア 被害者等の病院への付添い、カウンセリング等の心療支援を行い、早期に原状に近い状態への回復を図る。 イ 自宅訪問を通じ、被害者等に寄り添いつつ家事や買物等必要な生活支援を積極的に行う。	必要に応じて
	同行支援と社会的資源の活用	ア 犯罪被害者等に対して、自宅訪問、病院や傍聴等の付添い、代理傍聴、関係機関との連絡調整、その他の直接的な支援を実施する。 イ 必要により、富山県、各市町村並びに他機関等と連携を図りながら各種制度等社会的資源を活用した支援活動を実施する。	必要に応じて
	犯罪被害者等給付金裁定申請手続きの補助	犯罪被害者等早期援助団体として、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請に関して、手続きの概要説明及び申請に必要な書類の教示、並びに申請書類の記載事項の説明等補助を行う。	必要に応じて

	被害者等の自助グループ活動への支援	被害からの精神的回復を目的とした自助グループの例会運営など活動を主体的にサポートするとともに、自助グループ活動を必要とする被害者等に情報が届くよう適切な広報に努める。	月1回開催予定
広報啓発事業	広報啓発活動	<p>ア 犯罪被害者等の置かれた現状と支援の必要性、更には、当支援センターの活動等に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等が相談するきっかけとなり、また、支援に繋がることを目指し、必要かつ積極的な広報啓発活動に努める。</p> <p>イ 広報啓発活動の効果的な実施に向け、富山県、富山県警察、その他関係機関等との連携、協力を努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙「とやま被害者支援センターだより」の発行 ・ パンフレット、手引き等の広報資料の作成・配布 ・ 中学校・高等学校等で開催される「命の大切さを学ぶ教室」及び「企業・団体・地域を対象とした講演」等広報啓発活動の実施 ・ 他機関・団体への講師・支援員の派遣 ・ ホームページを利用した情報の発信 ・ 市町村広報紙を活用した広報の実施 ・ 「犯罪被害者週間」関連行事としての街頭啓発活動、講演会等の実施 ・ 他機関等の広報媒体及び他団体行事の効果的活用 ・ 報道機関に対する積極的な情報提供と広報 	<p>年3回(4、8、12月)</p> <p>県警察との共催</p> <p>7市1町 年3回 JR富山・高岡駅前ほか 11/21(木)ボリアートとやま 交通安全県民大会、地域安全県民大会、暴力追放県民大会、警察音楽隊演奏会</p>
	県・各市町村合同巡回広報啓発キャンペーンの実施	<p>県及び市町村との合同事業として、県下15市町村を対象とした広報パネル展示、広報チラシ等の配布など、合同・巡回広報啓発キャンペーンの実施を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体で被害者等を支える気運の醸成 ・ 当支援センター活動の周知広報 ・ 被害者支援活動に対する理解と協力の確保 ・ 県・各市町村との連携、協力体制の確保 <p>に努める。</p>	

人的基盤の充実強化と委託事業	人的基盤の充実強化	<p>「富山県犯罪被害者支援条例」制定を機に充実強化された人的基盤である</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援事務局職員(常勤) 1名 被害者支援事務局職員(非常勤) 1名 <p>を中心に、支援事業及び支援員養成のための研修に努める。</p>	
	支援事業の強化推進	<p>人的基盤の充実強化のもと、ボランティア活動員との緊密な連携を図りながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話・面接相談による心のケアと支援のための情報提供 犯罪発生直後からの危機介入による被害者等の早期援助 被害者相談活動及び直接的支援活動の充実強化による途切れのないきめ細かな支援の実施 支援活動員の計画的な研修等人材育成 犯罪被害者の置かれた現状と支援の必要性に対する理解と協力の確保のための広報啓発活動の推進 <p>等、支援事業の強化推進に努める。</p>	
支援員の養成・支援スキルの向上とニーズの把握	県内研修会等の開催	<p>研修担当支援員のもと、相談及び直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、臨床心理士、弁護士、医師等の協力会員を講師とした</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成講座(新規ボランティア採用時研修) 事例検討会 継続研修(ロールプレイによる実践的指導、外部講師等による講義、見学研修、コーディネーター等招致研修) <p>の開催など、支援員の養成・スキル向上を図る。</p>	<p>5/20(月)～24(金)のうち4日間</p> <p>6月～翌年3月の間、各10回開催</p>
	県外研修会等への参加	<p>犯罪被害相談員、直接支援員等の知識・技能等のスキルアップを図るため、全国被害者支援ネットワークが主催する</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援全国フォーラム 秋期全国研修会(2日間) 東海・北陸ブロック質の向上研修(上半期・下半期)(各2日間) 支援責任者研修会 <p>及び都民センター、他機関・団体主催の</p> <ul style="list-style-type: none"> 実地研修、課題研修 <p>等、各種県外研修会へ積極的に参加し、支援員として質の向上を図る。</p>	<p>10月上旬(金)</p> <p>10月上旬(土、日)</p> <p>7月、翌年1月(岐阜)</p> <p>未定</p> <p>未定</p>

	調査・研修	犯罪被害者等のニーズを把握し、支援の在り方や当支援センターとしての支援の資質向上を図るため必要な調査・研修を行うほか、当支援センターの認知度・理解度等についてアンケート調査等を行い、各種の広報啓発活動に反映する。	
	新規ボランティアの採用	相談及び直接的支援等の事業活動を充実させるため、新規ボランティアを募集するとともに、養成講座を開設、受講者を支援補助員として採用する。	4～5月
関係機関・団体との連携による支援活動	全国被害者支援ネットワーク	<p>全国被害者支援ネットワーク会員相互の連携・協力を図るとともに、被害者支援に関するネットワークの事業に参加し、幅広い知識と新しい情報の収集に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国事務局長会議 ・ 定時社員総会 ・ 支援活動責任者会議 ・ 東海・北陸ブロック事務局長会議 	<p>4/19(金) 6/4(金) 未定 7月(岐阜)</p>
	関係機関・団体等との連携	<p>「富山県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援協議会・同実務者会議・検討会を通じて、連携強化と被害者支援施策の充実強化に努める。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県(防災・危機管理課)、富山県警察(警察相談課) ・ 富山地方検察庁、法テラス、富山保護観察所、富山少年鑑別所 ・ 各警察署支援ネットワーク ・ ワンストップ支援センターとやま等、関係機関・団体との連携、情報交換に努める。 	
安定的な財政基盤の整備	ファンドレイジング活動の継続	安定した自主財源確立のため、引き続き、各種団体・事業所を中心とした法人賛助会員のほか、関係行政機関の職員等を対象とした賛助会員の確保・拡大に努める。	
	その他自主財源の確保	募金箱の設置、支援自動販売機の設置、ホンデリングプロジェクト、イオン黄色いレシートキャンペーン等、各種自主財源確保のための活動を展開する。	

将来に向けた事業推進のための特定資産の積立て	特定資産の積立て	当支援センターの ・ 事務所移転経費の積立て確保 ・ 周年記念事業のための必要経費の確保等、特定資産の取得に向けた計画的な資金の積立てを図る。	
会議	決算理事会	ア 平成 30 年度事業報告(案)及び収支決算(案)、当面の諸課題について審議する。 イ 通常社員総会の招集について決議する。 ウ 理事及び監事の任期満了に伴う改選について審議する。 エ 業務執行状況について報告を受ける。	5月16日(木)13:30～
	通常社員総会・臨時理事会	ア 平成 30 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について議決する。 イ 理事会で諮った当面の諸課題について議決する。 ウ 理事及び監事の選任について決議する。 エ 理事長、副理事長等の選任について議決する。	6月17日(月)13:30～ 通常社員総会終了後
	予算理事会	ア 翌年度事業計画(案)及び収支予算(案)、当面の諸課題について審議する。 イ 臨時社員総会の招集について決議する。 ウ 業務執行状況について報告を受ける。	翌年2月未定
	臨時社員総会	ア 翌年度事業計画(案)及び収支予算(案)について議決する。 イ 理事会で諮った当面の諸課題について審議する。	翌年3月未定
	臨時理事会	重要な審議案件が生じた場合は、定款第32条(開催)の規定に基づき開催する。	必要の都度 (書面によるみなし決議を含む。)